

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和2年8月4日付けで行った、「開示請求者に係る令和〇年〇月〇日に撮影されたビデオカメラ映像（〇〇警察署保有分）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の不開示決定は、取り消したうえで改めて部分開示決定すべきである。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、令和2年7月20日付けで実施機関に対し、「R〇. 〇もしくは、〇月中に〇〇署で、私を撮影したビデオの映像等」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、令和2年8月4日付けで本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和2年9月25日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和3年4月23日付けで、諮問庁から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和3年6月24日に諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、令和3年7月14日に審査請求人から意見

書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について、令和3年10月20日に諮問庁から意見書の提出を受けた。

オ 当審査会は、本件審査請求について、令和3年10月29日に審査請求人から意見書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第17条該当性について

ア 映像部分について

映像部分には、警察職員の容貌（所属長級以上の職員を除く。）、開示請求者以外の個人の容貌及び処分庁が保有する捜査用車両の登録番号が含まれていた。

警察職員の容貌（所属長級以上の職員を除く。）は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第3号及び第5号の不開示情報に該当する。

開示請求者以外の個人の容貌は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第17条第3号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものであり、特定の個人を識別することができるものとして、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

捜査用車両の登録番号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるほか、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第17条第5号及び第7号の不開示情報に該当する。

イ 音声部分について

音声部分には、開示請求者以外の個人の発言、警察無線通話及び初動警察活動における警察官の通話が含まれていた。

開示請求者以外の個人の発言は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第17条第3号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものであり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第17条第3号により不開示とする情報に該当する。

警察無線通話及び初動警察活動における警察官の通話は開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるほか、警察通信事務の適正な遂行及び的確な初動措置を講じるための態勢に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第17条第5号及び第7号に該当する。

(2) 条例第18条該当性について

処分庁が県警察としての職務を遂行するために保有している既存の電子計算機等の資機材では、映像部分の不開示情報を除去するのは技術的に可能であるが容易ではなく、音声部分の不開示情報に至っては、除去するのは技術的に不可能であった。

よって、本件開示請求に係る保有個人情報、条例第18条第1項に規定された部分開示ができなかったことから、その全部を不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち映像部分について、警察職員の容貌（所属長級以上の職員を除く。）については条例第17条第3号及び第5号、開示請求者以外の個人の容貌については条例第17条第3号、捜査用車両の登録番号については条例第17条第5号に該当すると主張している。また、音声部分について、開示請求者以外の個人の発言については条例第17条第3号、警察無線通話及び初動警察活動における警察官の通話については条例第17条第5号及び第7号に該当すると主張し、本件処分を行った。これに対し審査請求人は、本件処分を取り消したうえで開示を求めており、条例第17条第3号、第5号及び第7号の不開示理由は不当であると主張している。当審査会では、本件処分における不開示部分の不開示情報該当性につ

いて検討する。

(2) 不開示部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、映像部分については、実施機関が主張する警察職員の容貌（所属長級以上の職員を除く。）、開示請求者以外の個人の容貌及び捜査用車両の登録番号の映像が認められ、加えて、捜査用車両以外の車両の登録番号の映像が認められる。また、音声部分については、実施機関が主張する開示請求者以外の個人の発言及び警察無線通話の音声は認められ、加えて、警察職員の名前を発言している部分が認められる。なお、開示請求者以外の個人の発言については、警察職員が発言している部分と警察職員以外が発言している部分に分けられることから、それぞれについて検討する必要がある。以上のことから、不開示部分について、次のとおり分類することができる。

ア 映像部分

(ア) 警察職員の容貌（所属長級以上の職員を除く。）（以下「不開示部分1」という。）

(イ) 開示請求者以外の個人の容貌（警察職員を除く。）（以下「不開示部分2」という。）

(ウ) 捜査用車両の登録番号（以下「不開示部分3」という。）

(エ) 捜査用車両以外の車両の登録番号（以下「不開示部分4」という。）

イ 音声部分

(ア) 警察職員の発言（以下「不開示部分5」という。）

(イ) 開示請求者以外の個人の発言（警察職員の発言を除く。）（以下「不開示部分6」という。）

(ウ) 警察職員の名前（警部及び警部相当職以上の職員を除く。）（以下「不開示部分7」という。）

(エ) 警察無線通話（以下「不開示部分8」という。）

これらの情報のうち、不開示部分4、不開示部分5及び不開示部分7について、実施機関は本件処分における理由及び弁明書において主張していないため、当審査会が職権により不開示情報該当性の検討をする。

(3) 不開示情報該当性について

ア 不開示部分1について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

不開示部分1は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第17条第3号本文に該当する。

次に、同号ただし書の開示すべき情報に該当するか否かについて検討する。

(ア) 同号ただし書イ該当性について

同号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとしている。

不開示部分1は、埼玉県職員録においても、新聞の人事異動情報等においても公表されていない。そのため、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえ、知ることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イに該当しない。

なお、審査請求人は、不開示部分1のうち、一部の職員と対面しているため、容貌を知っていると想定されるが、同号ただし書イで規定する「慣行として」は、個別的な関係性や事情により知り得るものではなく、開示請求者の家族構成に関する情報のように開示請求者であれば当然に知り得る情報に該当する場合について例外的に認めている規定である。よって、審査請求人が警察職員の容貌を知っていたとしても個別的な事情によって知り得たものであり、同号ただし書イに該当するとはいえない。

(イ) 同号ただし書ロ該当性について

同号ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するときに限り開示することとして

いる。これは、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む、人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。この比較衡量に当たっては、個々の事案に応じた慎重な検討が必要であるが、不開示部分1を不開示にすることにより、現実には、人の生命、健康等に被害が発生し、又は将来、人の生命、財産等が侵害される蓋然性が高いとする特段の事情も認められないことから、同号ただし書口に該当しない。

(ウ) 同号ただし書ハ該当性について

同号ただし書ハは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示するとしているが、不開示部分1は、公務員の職及び職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。

したがって、不開示部分1は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

なお、不開示部分1については、上記のとおり条例第17条第3号に該当するため、実施機関の主張する条例第17条第5号該当性については判断するまでもない。

イ 不開示部分2について

不開示部分2は、〇〇警察署内及び〇〇警察署の駐車場内にいる開示請求者以外の個人（警察職員を除く）の映像であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第17条第3号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものである。

したがって、不開示部分2は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

ウ 不開示部分3について

条例第17条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

不開示部分3は、〇〇警察署の駐車場内に駐車している、いわゆる「覆面パトカー」に類する捜査用車両の登録番号の映像である。覆面パトカーは、秘匿性がある捜査等に使用するものであるため、不開示部分3が開示されると、各種捜査活動等を行う際に、警察の捜査活動等を捜査対象者等に知られることになり、その結果、被疑者の逃走や証拠隠滅、捜査の妨害等により適正な捜査活動が阻害されるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、不開示部分3は、条例第17条第5号に規定する不開示情報に該当する。

なお、不開示部分3については、上記のとおり条例第17条第5号に該当するため、実施機関の主張する条例第17条第7号該当性については判断するまでもない。

エ 不開示部分4について

不開示部分4は、〇〇警察署の駐車場内に上記ウで示した捜査用車両以外の車両が駐車しており、その車両の登録番号の映像である。映像内においては、〇〇警察署内から出てきた開示請求者以外の個人（警察職員を除く。）が駐車している車両に乗り、警察署外へ出発している場面等も確認できることから、不開示部分4は、開示請求者以外の個人の車両と想定される。そうすると、開示請求者以外の個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第17条第3号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものである。

したがって、不開示部分4は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

オ 不開示部分5について

不開示部分5は、警察職員が発言した音声であるが、映像内において、審査請求人に対し4名の警察職員が対応しており、そのうち3名の発言が認められ、さらに、審査請求人は電話で警察職員と話をしており、電話対応した警察職員の音声は認められることから、不開示部分5については、審査請求人と直接対応した警察職員の音声とその他の警察職員の音声を分けて検討する。

審査請求人と直接対応した警察職員の音声は、審査請求人との会話の中で発言した音声であり、条例第17条第3号ただし書ハに規定する、「当該公務員等の職及

び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するため開示すべきである。

次に、その他の警察職員の音声について検討するが、本件対象保有個人情報とは〇〇警察署 1 階の正面玄関付近で撮影されたものである。撮影場所付近では〇〇警察署員が勤務している状況であり、その他の警察職員の音声とは、撮影場所付近で勤務している警察職員の音声である。また、諮問庁の職員の説明によると、〇〇警察署 1 階には夜間対応する職員である当直員がおり、現場活動についての音声記録されているとのことである。夜間対応する職員である当直員は警察署の夜間時間帯における事件・事故等の対応を行う職員であることから、事件・事故等の詳細な内容及び捜査手法に関する音声記録されていることが想定できる。そのような音声を開示することにより、捜査等の進展状況を推察することが可能となり、さらには、捜査手法等に応じた対抗措置を講じられるおそれがあることなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第 17 条第 5 号に該当する音声が存在し得る。しかし、その他の警察職員の音声の中には条例第 17 条第 5 号に該当するとまではいえない音声が含まれている。そのような音声については、条例第 17 条第 3 号本文に規定する、特定の個人を識別できる情報ではあるが、同号ただし書ハに規定する、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当することから開示すべきである。

したがって、審査請求人と直接対応した警察職員の音声は、条例第 17 条第 3 号ただし書ハに該当することから開示すべきであり、その他の警察職員の音声は、条例第 17 条第 5 号に規定する不開示情報を除き、開示すべきである。

カ 不開示部分 6 について

不開示部分 6 は、〇〇警察署内において、開示請求者及び警察職員以外の個人が発言した音声である。発言をしている人物は、開示請求者とは関係のない個人であり、その発言から開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第 17 条第 3 号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものである。

したがって、不開示部分 6 は、条例第 17 条第 3 号に規定する不開示情報に該当する。

キ 不開示部分 7 について

不開示部分7は、警察職員の名前を発言している音声であり、警察職員が警察職員の名前を発言している部分及び審査請求人が警察職員の名前を発言している部分が認められる。警察職員が警察職員の名前を発言している部分については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第17条第3号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものである。

なお、審査請求人は、警察職員のうち1名の職員の名前を聴取し、その警察職員が名前を回答していることから、審査請求人が警察職員の名前を知り得る状況になっていることが認められるが、審査請求人が警察職員の名前を聴取することにより、警察職員の名前を知ることができたとしても個別的な事情によって知り得たものであり、条例第17条第3号ただし書イに規定する「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するとはいえない。

また、審査請求人が警察職員の名前を発言している部分については、審査請求人自身の音声であることから、条例第17条第3号の不開示情報に該当しない。

したがって、不開示部分7は、審査請求人が警察職員の名前を発言している部分を除き、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

ク 不開示部分8について

不開示部分8は、警察無線の音声であるが、諮問庁の職員の説明によると、撮影場所付近に無線を傍受する機器が設置されており、110番通報の内容に係る音声記録されているとのことである。当審査会において確認したところ、明確に聞き取ることができない部分があるものの、警察無線の音声記録されていることが認められる。110番通報は、事件・事故やその端緒となる事実を見分した者が当該事実を警察に緊急に通報するための制度である。また、関係者の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者が事案の早期解決を求めて氏名や事案の内容等、自らが知り得る情報を警察に託しているものであり、警察署の無線機には、110番通報を受けその事案の内容が伝達されていると解される。よって、警察無線の音声を開示することになれば、事件・事故やその端緒となる事実を見分した者が、通報内容が開示される可能性を考慮して通報をためらうことにより、犯罪の予防、捜査等の警察業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第17条第7号柱書きに該当する。また、警察無線は、犯罪、災害、事故等の発生に際して、現

場等で活動する警察官の有力な通信手段であり、その音声を開示することになれば、犯罪を企図する者等が運用状況を把握し、通信内容を傍受することにより、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等が明らかになるおそれがあると認められ、条例第17条第5号に該当する。

これらのことから、実施機関の「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるほか、警察通信事務の適正な遂行及び的確な初動措置を講じるための態勢に支障を及ぼすおそれがある」との主張は首肯できる。

したがって、不開示部分8は、条例第17条第5号及び第7号柱書きに規定する不開示情報に該当する。

(4) 部分開示について

条例第18条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

実施機関は、不開示情報とそれ以外の開示情報が複雑に重なり合っていることから、映像部分については、不開示情報とそれ以外の開示情報を区分することが、技術的には可能であるものの容易ではなく、さらに音声部分については、そもそも不開示情報とそれ以外の開示情報の区分が技術的に不可能であることから、条例第18条第1項を満たさないため、本件処分を行ったと主張する。本件処分に対し、審査請求人は、条例第18条第1項を根拠に開示しないのは不当であると主張している。

当審査会において、部分開示の可否について、本件保有対象個人情報を見分したところ、上記(3)で不開示情報に該当すると判断した部分以外は開示できる部分になることを踏まえると、撮影時間の全ての時間において不開示情報が記録されているものではなく、部分的に開示できる時間が存在することが認められた。条例第18条第1項にいう、「容易に区分して除くことができる」とは、部分開示を行うための技術、時間、経費等から判断して容易に可能であるときと解される。映像部分について、不開示情報に該当するものを個別にマスキング等の加工を施す処理を行うとなると、高度な技術を必要とすることから技術的に困難となることが想定され、仮に、マスキ

ング等の加工を施すことができたとしても莫大な時間を要する場合もある。また、音声部分については、現在の技術では重なり合う音声のうち不開示情報に該当する部分のみを部分的に消去できない状況もある。しかしながら、それらのことを考慮したとしても、例えば、審査請求人に対し、音声を消去したうえで、開示できる部分のみを部分的に視聴させる方法を採用する等、容易に区分できる方法はあることから、不開示情報を容易に区分して除くことができる方法を検討すべきである。

したがって、条例第18条第1項により不開示とした実施機関の主張は認められず、容易に区分できる方法で部分開示すべきである。

なお、部分開示を行う際には、被覆処理のために本件対象保有個人情報を編集することもあり得るが、部分開示のために必要な範囲内で編集を行うことは、公文書の改変、作成には当たらない。

(5) その他

審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

桑原 勇進、寺田 麻佑、山本 宜成（令和4年3月31日まで）、栗原 隆之（令和4年4月1日以降）

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和 3 年 4 月 2 3 日	諮問（諮問第167号）を受け、弁明書の写しを受理
令和 3 年 5 月 2 7 日	審議
令和 3 年 6 月 2 4 日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和 3 年 7 月 1 4 日	審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 7 月 2 1 日	審議

令和 3 年 8 月 3 1 日	審議
令和 3 年 9 月 2 4 日	審議
令和 3 年 1 0 月 2 0 日	諮問庁から意見書を受理
令和 3 年 1 0 月 2 5 日	審議
令和 3 年 1 0 月 2 9 日	審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 1 1 月 2 2 日	審議
令和 3 年 1 2 月 2 3 日	審議
令和 4 年 1 月 3 1 日	審議
令和 4 年 2 月 1 5 日	審議
令和 4 年 3 月 2 9 日	審議
令和 4 年 4 月 2 0 日	審議
令和 4 年 5 月 1 6 日	答申